

《保育料の試算について》

保育料は父母の市民税所得割合算額を基に決まります。

下記の市民税額が分かる資料があれば、おおよその保育料を試算することができます。

※「おおよそ」でいいので保育料が知りたいという声にお応えしてお示しするものです。調整控除の適用など、細かい計算は省略していますのでご了承ください。

資料中の赤枠で囲んだ市民税の「**税額控除前所得割額**」を父と母で合算し、その合計額を料金表に当てはめると保育料が分かります。

※課税年度にご注意ください。保育料は4月～8月は前年度、9月～翌年3月は当該年度の市民税で算定します。

【例：1歳クラスで保育標準時間の場合】

①父と母の税額を足します。

$$\begin{aligned} & (\text{父の税額控除前所得割額：170,000円}) + (\text{母の税額控除前所得割額：50,000円}) \\ & = (\text{合算した税額控除前所得割額：220,000円}) \end{aligned}$$

②合計額を保育料金表に当てはめます。

(220,000円を「利用者負担額(保育料)表」に当てはめると第6階層に該当するので保育標準時間の保育料は48,000円と試算できます。)

【特別徴収の方(市民税が給与天引きで支払われている方)】

| | | | | |
|---|-------------|--|------|-----|
| 市 | 税額控除前所得割額4 | | | |
| | 税額控除額5 | | | |
| | 所得割額6 | | | |
| 県 | 均等割額7 | | | 納付額 |
| | 税額控除前所得割額8 | | 6月分 | |
| | 税額控除額9 | | 7月分 | |
| 額 | 所得割額6 | | 8月分 | |
| | 均等割額7 | | 9月分 | |
| | 特別徴収税額8 | | 10月分 | |
| 額 | 控除不足額9 | | 11月分 | |
| | 既充当額10 | | 12月分 | |
| | 既納付額11 | | 1月分 | |
| | 未引当額(11-10) | | 2月分 | |
| | 変更前税額12 | | 3月分 | |
| | 増減額(8-12) | | 4月分 | |
| | 変更月 | | 月 | 5月分 |

令和2年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

| | | |
|-------|----|------|
| 受給者番号 | 氏名 | 指定番号 |
| | 様 | |
| 住 | 所 | 整理番号 |
| | | |

この特別徴収税額通知書の決定・変更通知は、徴収者は毎月及び当該年度の12月31日の現況に基づき算定し、また、この通知書の記載事項に不備がある場合は、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内、又は、当該市長に対して事実請求を行うことができます。この通知書に記載する特別徴収税額の決定・徴収請求は、請求書の提出(請求書の提出)に基づき、当該市長に対して事実請求を行うことができます。この通知書に記載する特別徴収税額の決定・徴収請求は、請求書の提出(請求書の提出)に基づき、当該市長に対して事実請求を行うことができます。この通知書に記載する特別徴収税額の決定・徴収請求は、請求書の提出(請求書の提出)に基づき、当該市長に対して事実請求を行うことができます。

この通知書の提出は、請求書の提出(請求書の提出)に基づき、当該市長に対して事実請求を行うことができます。この通知書に記載する特別徴収税額の決定・徴収請求は、請求書の提出(請求書の提出)に基づき、当該市長に対して事実請求を行うことができます。この通知書に記載する特別徴収税額の決定・徴収請求は、請求書の提出(請求書の提出)に基づき、当該市長に対して事実請求を行うことができます。

この通知書の提出は、請求書の提出(請求書の提出)に基づき、当該市長に対して事実請求を行うことができます。この通知書に記載する特別徴収税額の決定・徴収請求は、請求書の提出(請求書の提出)に基づき、当該市長に対して事実請求を行うことができます。この通知書に記載する特別徴収税額の決定・徴収請求は、請求書の提出(請求書の提出)に基づき、当該市長に対して事実請求を行うことができます。

【普通徴収の方（市民税を納税通知書で支払われている方）】

| | | 地区番号 | 世帯番号 | お問合わせ番号 |
|---------------------------|-----------|-----------------|---------------|---------|
| 令和2年度 市民税・県民税 課税明細 | | | | |
| (所得金額) | | (所得控除金額) | | (課税標準額) |
| 所得 | 営業等 | 雑損・医療費 | 税所得金額 | |
| | 不 動 産 | 社会保険料 | 分離課税 短期 | |
| | 利 子 | 小規模共済 | 所得金額 長期 | |
| | 配 当 | 生命保険料 | 一般株式等の譲渡所得金額 | |
| | 給 与 | 地震保険料 | 上場株式等の譲渡所得金額 | |
| | 雑(年金・その他) | 贈・買・勤 | 非上場株式等の譲渡所得金額 | |
| | 総合課税一時 | 配偶者・配偶者特別 | 先物取引所得金額 | |
| | 合 計 | 扶 養 | 山林所得金額 | |
| | 分離課税所得 | 基 礎 | | |
| | 短期 | 所得控除の合計 | | |
| 長期 | 扶 養 該 当 | (税額の内訳) | 市 民 税 | 県 民 税 |
| 一般株式等の譲渡所得 | その他 | ① 税額控除前所得割額 | 円 | 円 |
| 上場株式等の譲渡所得 | その他 | ② 調整・配当控除等 | | |
| 非上場株式等の配当所得等 | その他 | ③ 住宅借入金等特別税額控除 | | |
| 先物取引所得 | 本人該当 | ④ 寄附金税額控除 | | |
| 山林所得 | 16歳未満児童 | ⑤ 配偶者控除又は扶養控除 | | |
| 繰越損失 | 16歳未満児童 | ⑥ 均等割額 | | |
| (給与支払額) | 16歳未満児童 | 計(①-②-③-④-⑤-⑥) | 円 | 円 |
| (公的年金支払額) | 16歳未満児童 | 年 税 額 (⑦ + ⑧) | | |

(注) 所得割から控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額は、還付又は充当します。
 (注) 「扶養」欄は扶養控除、扶養親族(配偶者含む)の障害者控除及び同居加算分の合計です。

【所得課税証明書 ～岐阜市様式～ (市町村で様式が違います)】

| 令和2年度 市・県民税 所得・課税証明書 | | | |
|---|------------------|-------------|------------------|
| | | | 【1枚のうち1枚目】 |
| 氏 名 | 岐阜 太郎 | | みほん |
| 生 年 月 日 | 昭和〇〇年 1月 1日 | | |
| 住 所 | 岐阜市今沢町18番地 | | |
| 所得金額合計(注1) | 令和元年度 | 所得金額合計の内訳 | |
| 5,879,175 円 | 給 与 | 5,879,175 円 | 分離短期譲渡 |
| 総専収入・年金収入・専従者給与収入・繰越損失・青色申告・分離特別控除・専従者控除等 | (公的年金・その他) | | 分離長期譲渡 |
| 給与収入額 | 営 業 等 | | 株式等譲渡 |
| 7,865,750 円 | 農 業 | | 分離配当 |
| | 不 動 産 | | 先 物 取 引 |
| | 利 子 | | 山 林 |
| | 配 当 | | |
| | 総合課税一時 | | |
| 年税額(注3) | 令和2年度分 | 年税額の内訳 | |
| 393,300 円 | 市 民 税 | 県 民 税 | |
| 課 税 標 準 額 | 税額控除前所得割額 | 233,940 円 | 税額控除前所得割額 |
| 3,899,000 円 | 税額控除等 | 1,500 円 | 税額控除等 |
| | 住宅借入金等特別税額控除 | 0 円 | 住宅借入金等特別税額控除 |
| | 寄附金税額控除 | 0 円 | 寄附金税額控除 |
| | 申告特別控除 | 0 円 | 申告特別控除 |
| | 配当割額・株式等譲渡所得割額控除 | 0 円 | 配当割額・株式等譲渡所得割額控除 |
| | 均 等 割 額 | 3,500 円 | 均 等 割 額 |
| | | | 2,500 円 |